

最高裁人任E第424号

平成16年3月26日

最高裁判所首席調査官 殿

最高裁判所事務総局局課長 殿

司法研修所長 殿

裁判所書記官研修所長 殿

家庭裁判所調査官研修所長 殿

最高裁判所事務総局人事局長 山崎 敏 充

裁判官の人事評価に係る評価書の保管等について（通達）

平成16年3月26日付け最高裁人任E第421号事務総長依命通達「裁判官の人事評価に関する規則の運用について」（以下「総長依命通達」という。）記第4の定めに基づき、標記の保管等について下記のとおり定めましたから、これによってください。

記

1 保管及び廃棄

(1) 評価権者は、総長依命通達記第1の7の評価書（裁判官の人事評価に関する規則（平成16年最高裁判所規則第1号）第2条第2項又は第5条第3項の高等裁判所の長官による調整及び補充が行われた場合には、その調整及び補充後のもの）、同5の書面（以下「裁判官第三カード」という。）及び総長依命通達記第3の1の書面（以下「評価書等」という。）の各写しをその評価書等が作成された司法年度の翌年度の初日（以下「保管基準日」という。）から10年を経過するときまで保管する。

(2) 評価書等の写しについては、取扱者の範囲を限定し、授受及び保管に特に注

意する等その取扱いを慎重にし、秘密の保持に努めなければならない。

- (3) 評価権者は、保管基準日から10年を経過したときは、評価書等の写しを、速やかに廃棄する。

2 移管

(1) 移管の方法

ア 評価権者は、評価対象裁判官の異動、退官及び転官により、評価権者が他の評価権者に変更され、又は評価対象裁判官が人事評価の対象でなくなったときは、評価書等の写しを速やかに人事局長あて送付する。

イ 人事局長は、評価対象裁判官の異動及び裁判官への復帰により、その評価権者に変更され、又は新たに評価権者となる者があるときは、新たな評価権者に評価書等の写しを送付する。

(2) 送付上の注意点

評価書等の写しの送付に当たっては、封書に「極秘」と表示するなどして慎重に取り扱う。

付 記

この通達は、平成16年4月1日から実施する。

最高裁人任E第423号

(人いー1)

平成16年3月26日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局人事局長 山 崎 敏 充

裁判官の人事評価に係る評価書の保管等について（通達）

平成16年3月26日付け最高裁人任E第421号事務総長依命通達「裁判官の人事評価に関する規則の運用について」（以下「総長依命通達」という。）記第4の定めに基づき、標記の保管等について下記のとおり定めましたから、これによってください。

記

1 保管及び廃棄

- (1) 評価権者は、総長依命通達記第1の7の評価書（裁判官の人事評価に関する規則（平成16年最高裁判所規則第1号。以下「規則」という。）第2条第2項又は第5条第3項の高等裁判所の長官による調整及び補充が行われた場合には、その調整及び補充後のもの）、同5の書面（以下「裁判官第三カード」という。）及び総長依命通達記第3の1の書面（以下「評価書等」という。）の各写しをその評価書等が作成された司法年度の翌年度の初日（以下「保管基準日」という。）から10年を経過するときまで保管する。
- (2) 高等裁判所長官は、(1)の評価書等の写しのほか、自らが調整及び補充を行う評価対象裁判官に関する評価書等の写しを保管基準日から10年を経過すると

きまで保管する。

- (3) 評価書等の写しについては、取扱者の範囲を限定し、授受及び保管に特に注意する等その取扱いを慎重にし、秘密の保持に努めなければならない。
- (4) 評価権者及び規則第2条第2項の高等裁判所の長官（以下「評価権者等」という。）は、保管基準日から10年を経過したときは、評価書等の写しを速やかに廃棄する。
- (5) 評価権者等は、評価対象裁判官が高等裁判所長官に任命されたときは、同人に関する評価書等の写しを、その任命後速やかに廃棄する。
- (6) 評価権者等は、評価対象裁判官が退官し、又は検察官等に転官したときは、同人の評価書等の写しを、その退官又は転官後速やかに廃棄する。

2 移管

(1) 移管の方法

ア 評価権者間の移管

評価対象裁判官が異動した場合には、異動前の評価権者は、その保管する評価書等の写しを異動後の評価権者（評価権者が最高裁判所に勤務する者である場合には、人事局長）に送付する。

なお、評価対象裁判官が地方裁判所又は家庭裁判所から高等裁判所に異動した場合においても同様とし、高等裁判所長官は、受領した評価書等の写しを、次回以降の異動の際に異動後の評価権者に送付するために保管する。

イ 高等裁判所長官間の移管

(ア) 規則第2条第2項の高等裁判所の長官は、その所属する高等裁判所の管内の評価対象裁判官が高等裁判所管外に異動した場合には、異動後に所属する裁判所の所在地を管轄する高等裁判所の長官に、その保管する評価書等の写しを送付する。

(イ) 評価対象裁判官が東京高等裁判所管外から最高裁判所に異動した場合には、その裁判官が異動前に所属した裁判所の所在地を管轄する高等裁判所

の長官は、東京高等裁判所長官にその保管する評価書等の写しを送付する。
評価対象裁判官が東京高等裁判所管内から最高裁判所に異動した場合には、東京高等裁判所長官は、その保管する評価書等の写しを引き続き保管する。

(ウ) 評価対象裁判官が最高裁判所から東京高等裁判所管外に異動した場合には、東京高等裁判所長官は、その裁判官が異動後に所属する裁判所の所在地を管轄する高等裁判所の長官に、その保管する評価書等の写しを送付する。

ウ 検察官等に転官した後、裁判官に復帰した場合

人事局長は、評価書等の写しを評価権者に送付する。ただし、評価権者が地方裁判所長又は家庭裁判所長である場合には、評価書等の写しをその所属する裁判所の所在地を管轄する高等裁判所の長官（最高裁判所に復帰した場合には東京高等裁判所長官）に併せて送付する。

(2) 送付上の注意点

評価書等の写しの送付に当たっては、封書に「極秘」と表示して慎重に取り扱う。

付 記

この通達は、平成16年4月1日から実施する。